

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「令和6年度埼玉県公立学校教員採用選考試験（小学校教員等）第2次試験における個人面接評定票、同第2次試験における集団討論評定票」（以下それぞれ「本件対象保有個人情報1」「本件対象保有個人情報2」という。）について、令和5年10月16日付けで行った部分開示決定及び、「令和5年度埼玉県公立学校教員採用選考試験第2次試験個人面接試験評定票 黒塗り部分の試験員氏名以外の部分、同第2次試験集団討論評定票 黒塗り部分の試験員以外及び他の受験者の情報以外の部分」（以下それぞれ「本件対象保有個人情報3」「本件対象保有個人情報4」という。）について、令和5年11月27日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年10月2日付け「令和6年度埼玉県公立学校教員採用選考試験二次試験 評定票」（以下「本件開示請求1」という。）について、令和5年10月10日付け「令和5年度埼玉県公立学校教員採用選考試験第2次試験個人面接評定票 黒塗り部分の試験員氏名以外の部分、同第2次試験集団討論評定票 黒塗り部分の試験員氏名以外・他の受験者の情報以外の部分」（以下「本件開示請求2」という。）について、開示請求を行った。

イ 実施機関は、法律第83条第2項の規定に基づき、令和5年10月26日付けで本件開示請求2に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和5年10月16日付けで本件開示請求1について、教採第302号により本件対象保有個人情報1及び2の

部分開示決定を、令和5年11月27日付で本件開示請求2について、教採第376号により本件対象保有個人情報3及び4の開示をしない旨の決定（以下本件対象保有個人情報1から4までに対する部分開示決定及び開示をしない旨の決定を「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和6年1月14日付で実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年9月12日付で、実施機関から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年11月27日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和7年3月28日に審査請求人及び補佐人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

ア 審査請求書

本件処分は、○○手帳保持者である審査請求人が障害を理由に差別されていないことを確認するための根幹となる部分の不開示であることから、障害を理由とした差別を隠ぺいするための不開示であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）の規定に違反しており、違法である。

本件処分により、審査請求人は、均等な機会が保障された教員採用試験であったことを知る権利を害されている。

イ 反論書

法律第80条（裁量的開示）に「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」とあり、本件処分の不開示理由によって不開示情報と認められた場合であっても、障害者が不利益を被っている本請求は、障害者個人の権利利益の保護として、評定票の内容について差別がないことを確認するために裁量的開示を行うべきである。

不当な差別的取り扱いを受けたことを客観的に証明できるのは請求している評定票の内容であり、確認するために審査請求をしている。内容を確認できないことには評定票そのものに差別があったのか判断する根拠がなく、評定票の内容が確認できないことで、障害者差別による雇用機会均等に反するとして障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5（紛争解決の促進に関する特例）ほかの法的措置を取ることに制限が生じている。

また、審査請求人が提出した資料には、愛知県教育委員会が評定票の所見欄を開示していると記載がある。これにより「公正かつ円滑な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれ」は否定される。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件処分が障害を理由とした差別を隠ぺいするための不開示であり、障害者差別解消法に違反して違法である旨、及び本件処分により知る権利を侵害されている旨の主張を行っている。

しかしながら、本件処分は法律第78条第1項第7号に基づき、公正かつ円滑な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるため部分開示を行ったものであり、隠ぺいではない。

また、埼玉県公立学校教員採用選考試験の試験結果通知において、試験種目ごとの得

点及び総合評価を受験者に開示しているところであり、受験者の知る権利に応じているところである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和5年度及び令和6年度埼玉県公立学校教員採用選考試験第2次試験において実施された個人面接評定票及び集団討論評定票のうち審査請求人に関する記載された部分である。

本件対象保有個人情報1のうち、実施機関が不開示とした部分は、「試験員氏名」、「着眼点に係る評価」、「観察メモ」、「総合所見」及び「欄外のメモ」である。本件対象保有個人情報2については、上記に加え、「他の受験者の情報」を不開示としている。

一方、本件対象保有個人情報3については「試験員氏名」を、本件対象保有個人情報4については、「試験員氏名」及び「他の受験者の情報」は開示請求時点で開示を求めていないため、本件対象保有個人情報3及び4において不開示とした部分は、「着眼点に係る評価」、「観察メモ」、「総合所見」及び「欄外のメモ」である。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていたため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 法律第78条第1項第2号及び第7号へについて

ア 法律第78条第1項第2号について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示請求者として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

イ 法律第78条第1項第7号について

法律第78条第1項第7号では、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は

地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号へは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を定めている。この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。そして、「人事管理に係る事務」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分等の取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も含まれると解される。

(3) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報2における「他の受験者の情報」について

当審査会において見分したところ、当該不開示情報には、他の受験者の氏名その他、試験における評価が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

イ 本件対象保有個人情報1及び2における「試験員氏名」について

面接試験や集団討論試験において、評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験員が自由かつ率直に評定を行えることが必要である。また、試験員が行う評価にあっては、試験員が行う評価と受験者自らが抱いている自己の評価との認識に食い違いが生じることは、採用試験の性質上あり得ることである。

本件対象保有個人情報1及び2に記載されている「試験員氏名」については、開示することにより受験者本人の認識と大きく異なった評価内容についての説明や批判、謂れのない非難等が受験者から当該試験員に対して行われるおそれがあると思われ、試験員の自由かつ率直な意見が評定に反映されにくくなる可能性も否定できない。

よって、不開示部分を開示すると受験者に対する適切な評価を困難にするなど、試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第78条第1項第7号への不開示情報に該当する。

ウ 本件対象保有個人情報1から4における「着眼点に係る評価」、「観察メモ」、「総合所見」及び「欄外のメモ」について

当審査会が本件対象保有個人情報1から4を見分したところ、「着眼点に係る評価」、「観察メモ」、「総合所見」及び「欄外のメモ」については、面接試験及び集団討論試験における試験員の受験者に対する率直な観察結果が具体的に記載されていることが認められた。

面接試験や集団討論試験において、試験員は限られた時間の中で受験者を観察し、その観察をメモ等として記録した上で、当該記録を基礎に最終的な評価を行っている。これらの記録は、面接過程における試験員の直感的かつ即時的な把握を後に再確認するための素材として不可欠であり、率直な記述が確保されていることが前提となっている。

また、上記イのとおり、試験員が行う評価と受験者自らが抱いている自己の評価との認識に食い違いが生じることは、採用試験の性質上あり得ることである。

これらの記述が開示されることを試験員が意識した場合、その記述内容が批判の対象となり得ることへの懸念から、抽象的又は形式的なものに変わり「率直な記述が確保されていること」という前提を欠くこととなり、評価に支障が生じるおそれがある。

さらに、「観察メモ」や「総合所見」は、試験員が付した評価の理由付けとしての役割も担っている。これらの記述が抽象的又は形式的な内容へと変質した場合、評価の裏付けを欠き、評価の公正性が損なわれるおそれがある。

よって、当該おそれは単なる可能性にとどまらず、法的保護に値する蓋然性が認められると評価できる。

なお、審査請求人及び補佐人は、口頭意見陳述及び主張書面において試験員氏名の開示は求めていないとして、その場合における実施機関の「開示することで試験員の自由かつ率直な意見が評定に反映されにくくなることが考えられ、試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれ」や「公正かつ円滑な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じるとした不開示理由は、当該支障を及ぼすおそれの必要な要件を満たさないと主張している。

しかし、上記のとおり、面接試験や集団討論試験において、評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験員が自由かつ率直に評定を行えることが必要であり、記述内容が批判の対象となる懸念から、抽象的又は形式的なものに変わり評価に支

障が生じるおそれ、あるいは評価の公正性が損なわれるおそれは、試験員氏名が不開示の場合であってもなお発生し得るものである。

したがって、当該不開示部分を開示すると受験者に対する適切な評価を困難にするなど試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第78条第1項第7号への不開示情報に該当する。

(4) 法律第80条該当性について

法律第80条は、法律第78条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると実施機関が認める場合に裁量的開示を認めたものである。

審査請求人は、障害者個人の権利利益の保護として、評定票の内容について差別がないことを確認するために、裁量的開示の必要性がある旨主張するが、かかる事情を考慮しても、「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」と認めなかつた実施機関の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認められない。

(5) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

寺田 麻佑、岩隈 道洋、守重 典子（令和7年3月31日まで）。岩隈 道洋、
服部 麻理子、柳沢 里美（令和7年4月1日以降）

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年 9月12日	諮問（諮問第189号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年 11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議

令和6年12月25日	審議
令和7年2月25日	審議
令和7年3月28日	審査請求人及び補佐人の口頭意見陳述聴取及び審議
令和7年6月12日	審議
令和7年9月11日	審議
令和7年10月20日	審議
令和7年12月5日	審議
令和8年1月13日	答申